

令和7年度 第12回杵築市農業委員会総会議事録

令和8年3月6日 金曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館 2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	長 友 礼 子	3番	藤 原 洋 三
4番	小 野 弘 文	5番	田 坂 圭 司	6番	阿 部 正 俊
7番	古 宮 輝 美	8番	永 野 恵	9番	河 野 秀 徳
10番	岩 尾 一 也	11番	藤 松 美 潮	12番	廣 石 良 幸
13番	松 田 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

河 村 全 明	緒 方 幸 茂	工 藤 健 司	川 野 勝 彦	杉 本 幸 雄
片 岡 正 子	藤 崎 公 徳	荒 巻 良 直	三 浦 政 己	川 崎 孝 子
古 宮 政 俊	加 藤 定 一	甲 斐 義 信	伊 藤 美 生	宮 本 達 夫
豊 田 健 二	野 田 由 紀	三 浦 真 治		

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	次長兼農地・管理係長	中 根 幹 雄
農地・管理係主査	阿 部 貴 之		

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 52 号	農地法第3条の申請について
議案第 53 号	農地法第5条の申請について
議案第 54 号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
議案第 55 号	非農地通知書の交付について
議案第 56 号	農業委員会による最適化活動の推進等について
報告第 13 号	農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに 使用貸借権の解約受理について（合意解約）
報告第 14 号	第11回杵築市農業委員会総会議案書の訂正について

議長	それでは、令和7年度第12回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9 : 35 開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、11番、藤松美潮委員、12番、廣石良幸委員の両委員を指名いたします。続きまして、会議書記の指名ですが、書記については事務局職員より中根次長並びに阿部主査を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第52号から議案第56号までの5議案39件と報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第52号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
阿部主査	事務局の阿部です。よろしくお願いします。 議案書1ページをお開きください。 「議案第52号」 農地法第3条の申請について 農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。 番号1番、申請人、譲渡人、[]区、[]、[]歳。譲受人、[]、[]、[]歳。申請の土地、大字[]、地番[]、地目、台帳現況ともに田、地積[]㎡、他2筆、合計3筆の[]㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて[]a。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	1番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	2月16日に譲渡人と委員と事務局2名と現地確認を行いました。申請地は[]の東側約100mの位置にあります。県道沿いの[]の裏手ですが、間に細い川があり、通り抜け困難なのが気になりますが、南側の農地を通らせてもらえるようになっているので、農機具等が入れるようになっています。3筆になっていますが、九電の高圧線設置によるものなので、現場は1枚の田です。譲受人は[]住まいですが、11回総会で許可を受けた土地と同じように米作りをするようなので、問題ないかと思います。
議長	1番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	譲渡人が管理困難とのことでの申請でした。譲受人は兄が[]から帰ってきて、一緒に農業をするようです。審議をお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	許可基準です。今回、管理が困難な譲渡人と、申請地周辺に仕事場がある譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。譲受人の兄が[]から帰省し、申請地を共に耕作し、採れた野菜を、経営する飲食店[]で提供する等の計画があることから、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないと判断されます。許可条件ですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号1番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。

	また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
阿部主査	番号2番、申請人、譲渡人、 、 、 歳。譲受人、 区、 、 歳。申請の土地、大字 、地番 、地目、台帳現況ともに畑、地積 ㎡、合計1筆の ㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて a。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	2番について、 農地委員より説明願います。
 委員	2月16日に委員と事務局2名と譲受人で現地確認を行いました。国道 号の山手に200mほど上がったところです。譲受人は 歳と高齢ですが、長男と次男が同居しており、農業全般をやるようになっているようです。 aほど持っていますが、裏作に全面大豆を植える等、やる気は十分だと思います。長男が 歳で若いので大丈夫だと思います。
議長	2番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	関係者で現地確認を行った結果、何ら問題ないとの判断ですので、審議をお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	許可基準です。今回、市外在住で管理が困難な譲渡人と、申請地周辺に居住している譲受人との間で、売買の話がまとまったため、申請となりました。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、市外に住んでいるため耕作、管理が困難なため、譲渡人の実家近くに住み、周辺も耕作している譲受人にお願いすることとなりました。譲受人は、取得後はコショウ等を栽培していくことから、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないと判断されます。 許可条件ですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号2番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、 さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
阿部主査	番号3番、申請人、譲渡人、 、 、 歳。譲受人、 区、 、 歳。申請の土地、大字 、地番 、地目、台帳現況ともに田、地積 ㎡、他1筆、合計2筆の ㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて a。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	3番について、 農地委員より説明願います。
 委員	すぐ脇に があり、 付近の田です。譲渡人は市外在住で管理困難とのことで、近隣住民の譲受人にお願いしたいとのことです。譲受人は4～5年前からこの土地を管理しており、経験は十分だと思います。譲受人は後継者がおりますので、問題ないと思います。
議長	3番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。

委員	子供が主体で農業するようですが、親も一緒にやっているようです。問題ないと思います。 地区は休耕田が多い地区で、これを契機に水田に戻していければと思いますので、審議をお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	許可基準です。今回、市外在住で管理が困難な譲渡人と、申請地の周辺農地及び今回の申請地を既に耕作をしている譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。譲受人の父親と共に耕作を行い、取得後は引き続き水稻を耕作していくことから、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないと判断いたします。許可条件ですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号3番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
阿部主査	番号4番、申請人、譲渡人、 、 歳。譲受人、 区、 、 歳、申請の土地、大字、地番、地目、台帳現況ともに田、地積 ㎡、合計1筆の ㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて a。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	4番について、 農地委員より説明願います。
委員	2月17日に委員と事務局2名と譲渡人と現地確認を行いました。 から徒歩で1～2分の水田です。譲渡人が市外在住であるためとのことです。立派な土地で、水源はダムで、コックですぐ水が上がります。これで3枚続きの水田に水が行くため、管理がしやすいと思います。機械もそろえており、地域で頑張って野菜・水稻・麦を植えています。田畑合わせて aをひとつも荒らさずにやっていけるところです。
議長	4番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	先月提案された内容の続きで、譲受人も大変意欲的に農業をしている人ですので、問題ないと思います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	許可基準です。今回、市外在住で管理が困難な譲渡人と、申請地周辺に居住し、これまで申請地周辺を既に耕作をしている譲受人との間で、売買の話がまとまったため、申請となりました。今回の取得により、申請地の辺り一帯が譲受人の耕作地となります。取得後は引き続き水稻及び小麦を耕作していくことから、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないと判断されます。許可条件ですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号4番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、墓地についても確認しました。 以上です。

議長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
阿部主査	番号5番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■歳。譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、台帳現況ともに田、地積■■■■㎡、他4筆、合計5筆の■■■■㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて■■■■a。理由は、市外在住のため、経営規模拡大です。 以上です。
議長	5番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■委員	2月17日、先ほどの案件の後に現地確認を行いました。■■■■裏の道路を■■■■の方へ行った先に土地があります。 譲渡人は市外在住で管理困難であり、譲受人は稲作の経営規模拡大で所有権移転となったようです。栽培予定は水稻です。農機はトラクター2台と田植え機1台、コンバイン2台、草刈り機8台を所有しています。労働力は本人と子供の2人です。2人とも兼業農家ですが、十分やっていけると思います。審議をお願いします。
議長	5番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■委員	元々譲受人が管理していた土地ですし、まだまだ面積を拡大したいと意欲的な方ですので、問題ないと思います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	許可基準です。今回、市外在住で管理が困難な譲渡人と、申請地周辺に事務所があり、申請地を既に耕作をしている譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。譲受人は、申請地以外の地域においても、市が行っている■■■■の試験栽培にも取り組んでおり、取得後は引き続き水稻を耕作していくことから、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないと判断されます。許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号5番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、6番について、事務局の説明を求めます。
阿部主査	番号6番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■歳。譲受人、■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、台帳現況ともに田、地積■■■■㎡、合計1筆の■■■■㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて■■■■a。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	6番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■委員	譲渡人と譲受人は親戚関係のようです。譲渡人は長く作っておらず、譲受人は父親が農業のプロですので、どうにか譲受人に作ってもらえないかということで今回の話になったようです。問題ないと思います。
議長	6番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。

委員	両者親戚関係ですので何ら問題ないと思います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	許可基準です。今回、市外在住で管理が困難な譲渡人と、申請地の周辺農地及び今回の申請地を既に耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。取得後は引き続き水稻を耕作していくことから、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないと判断されます。許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号6番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第52号」について、事務局の説明及び地区担当委員より意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第52号」については、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第52号」については、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第53号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
中根次長	事務局の中根です。 よろしくお願いします。 議案書3ページをお開きください。 議案第53号 農地法第5条の申請について 農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。 一般転用、所有権の移転になります。番号1番、申請人、土地所有者、区、自営業、歳。転用者、区、歳。会社員、歳。申請の土地、大字、地番、地目、田、地積㎡、合計1筆の㎡。申請内容、宅地拡張用地として。申請理由、令和5年12月7日付けで農地法第5条許可を取得し、申請地東側に住宅を建築しているが、駐車スペースが不足しているため宅地用地を拡張したい。こちらは第2種農地で、追認案件です。 以上です。
議長	1番について、農地委員より説明願います。
委員	2月16日に委員と事務局2名と行政書士と現地確認を行いました。の北側を走る県道のバス停から100m移動したところです。現地の状態は写真のような状態になっています。譲受人の駐車スペースが足りないということで、今回の申請となったようです。北側に譲渡人の農地がありますが、高い位置にあり、転用目的が駐車場とのことですので、営農に支障はないと

	思います。
議長	1 番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	家が建っている途中ですが、工事車両の通過のためバラスを敷いている状態です。問題ないと思います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
中根次長	土地所有者の さんと転用者の さんは親子の関係で、現在は申請地近隣で一緒に暮らしていますが、 さんの子供の成長に伴い手狭になったため、令和 5 年 1 2 月に転用許可を取得し、申請地の東側で住宅を建築中です。 転用許可日から住宅完成に、やや時間がかかっている理由は、資材の入荷の遅れが原因で、工事の進捗に影響が出たとのこと。 今回の申請についてですが、当初 2 台分で計画していた駐車スペースを、さらに 2 台分駐車できるよう砕石を敷いたところ、許可された土地を越境して造成していたため、拡張部分を分筆し、追認での転用許可申請となりました。 まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから「第 2 種農地」と判断されます。「第 2 種農地」は農地以外の土地や第 3 種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。 本件はすでに許可済みの宅地の拡張であり、宅地に隣接している申請地でないと目的が達成できません。 また、この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側及び西側は田、東側は宅地、南側は公衆用道路にそれぞれ接しており、隣接する農地は土地所有者の さんの田であることから、今回の転用について同意済みです。 土地利用計画につきましては、申請地 1 筆 ㎡に、すでに砕石が敷かれて 2 台分の駐車スペースとして造成され、土地の境界にブロック塀が保護用の木材に包まれた状態で設置されており、ほぼ完成間近の状態です。 残りの工事期間は、令和 8 年 3 月 1 0 日から令和 8 年 4 月 3 0 日までの約 2 ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、南側の市道側溝へ接続済みであり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、自己資金で賄うようです。預貯金通帳の写しが添付されており、資力について確認しております。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第 5 3 号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第 5 3 号」については、農地法第 5 条第 1 項により、許可することにご異議ございませんか。

各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第５３号」については、これを許可することに決します。
議長	次に、「議案第５４号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」の１番及び２番について議題といたします。番号１番及び２番については、農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」に抵触しますので、 委員には退出していただきたいと思います。
	< 委員、退出 >
議長	それでは事務局の説明を求めます。
阿部主査	議案書４ページをお開きください。 「議案第５４号」「農用地利用集積等促進計画(案)」に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、農用地利用集積等促進計画(案) について意見を求める。 説明につきましては、貸人、公社、借人といった一連の流れで、ご説明いたします。 ア．利用権の設定。番号１番と番号２番の案件について説明します。 番号１番、申請人、貸人、 区、 、 歳。申請の土地、大字 、地番 、地目。田、地積 ㎡、他１筆、計２筆、 ㎡の土地につきましては、公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長岡本天津男を通し、番号２番、借人、 区、 への貸付となります。耕作作物は水稻です。設定期間は１０年新規、借人の経営面積は、田畑合わせて aです。 以上です。
議長	只今、「議案第５４号」の１番及び２番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第５４号」の１番及び２番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第５４号」の１番及び２番については、「意見なし」として報告します。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた 委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< 委員、入室 >
議長	次に、「議案第５４号」の３番から３０番について議題といたします。番号３番から３０番については、農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」に抵触しますので、 委員には退出していただきたいと思います。
	< 委員、退出 >
議長	それでは事務局の説明を求めます。
阿部主査	続きまして、番号３番から番号３０番について、併せてご説明いたします。

	番号3番、貸人、[]区、[]、[]歳。申請の土地、大字[]、地目、田、地積[]㎡、他2筆、合計3筆、計[]㎡。以下、番号4番から議案書11ページの番号29番までの貸人分の申請の土地を含め、全67筆、[]㎡の土地につきましては、公益社団法人分県農業農村振興公社 理事長岡本天津男を通し、番号30番、借人、[]区、[]への貸付となります。耕作作物は水稻です。設定期間は10年、新規、借人の経営面積は、田畑合わせて[]アールです。 なお、これまで紹介しました案件の、土地及び契約内容の詳細につきましては、議案書12ページから17ページまでの農用地貸付調書に記載していますので、各自、お読み取りください。 よって、今回の利用権の設定は、番号1番から30番までとなり、貸し手農家数27戸、借り手農家数2戸。公社への貸付は、27件で、69筆、[]㎡。対しまして、公社からの借入は、2件で、69筆、[]㎡。合計29件、138筆、[]㎡が利用権の設定面積です。 以上です。
議長	只今、「議案第54号」の3番から30番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第54号」の3番から30番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第54号」の3番から30番については、「意見なし」として報告します。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた[]委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< []委員、入室 >
議長	次に、「議案第55号」「非農地通知書の交付について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
中根次長	議案書18ページをご覧ください。 「議案第55号」「非農地通知書の交付について」 農地利用状況調査において、農地法第2条第1項に規定する農地に「該当しない」と判断を下した下記の農地に対し、非農地通知書を交付してよいか意見を求める。 先月の総会時に非農地通知の発出についてのお知らせをしましたが、その後、大字杵築を対象地区として選定し、全9筆の農地に対して、事務局職員が再確認をし、担当地区の委員さん3名に写真で確認してもらいました。 その後、対象農地9筆に対して、非農地にするか意向調査を行った結果、非農地にするという回答があったものが2筆、非農地としないと回答があったものが2筆、回答がなかったものが5筆ありました。 回答がない場合は非農地とすることに了承するとしていましたので、非農地とすると回答があった2筆と合わせて、議案に記載している合計7筆を通知対象とします。 土地の詳細については、各自でお読み取りください。

	以上です。
議長	只今、「議案第５５号」について、事務局の説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第５５号」については、これを交付することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第５５号」については、これを交付することに決めます。
議長	次に、「議案第５６号」「農業委員会による最適化活動の推進等について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
中根次長	議案書１９ページと別紙でお配りしている「令和８年度最適化活動の目標の設定等について」をご覧ください。 「議案第５６号」「農業委員会による最適化活動の推進等について」 令和４年２月２５日付け農林水産省経営局農地政策課長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、下記のとおり「令和８年度最適化活動の目標の設定等」を作成したので、農業委員会等に関する法律第３７条の規定に基づき、これを公表することについて意見を求める。 それでは、内容について説明します。 農業委員会による最適化活動の推進等については、毎年、目標及びその達成に向けた活動計画と活動の点検・評価の結果を市または全国農業会議所のホームページで公表するよう通知されています。 また、公表後は速やかに、県を通じて国に公表内容を報告することになっているため、今回皆さんにご審議いただくものです。 それでは別紙の「令和８年度最適化活動の目標の設定等について」をご覧ください。 内容としては、農林水産課からいただいた資料や、農林業センサス、農地の集積状況、農地利用状況調査や、農地の移動があった調査結果を基に作成しています。なお、説明につきましては、要約していきたいと思います。 まず１ページ目についてですが、これは令和８年４月１日現在の状況です。 農家数などは農林業センサスの数字、耕地面積は農林水産課が調査した数字を記載しています。 ２ページは、担い手への集積の実績についてです。 まず（１）農地の集積ですが、令和７年度末時点で、１,５８４haの集積面積となっております。 面積につきましては、農地中間管理機構等へ集積した面積で農林水産課が取りまとめたものとなっています。 ②の目標ですが、令和８年度は１３５haの集積を目標とし、令和１４年に集積率８０％達成を目標としています。 （２）遊休農地の解消は、今年度、委員さんに調査いただいた遊休農地の実績です。調査の結果、今年度の遊休農地面積は８０.５haとなり、緑区部の４５.５haのうち、新たに発生した２.５haを来

	年度の目標として遊休農地の解消に努めていきます。 次に3ページ、(3)新規参入の促進ですが、過去3年間の新規参入者の実績と農地の移動があった3条と利用権の農地の移動があった実績となっています。 令和7年度は17件の新規参入がありました、主に空き家の取得と同時に農地を取得したケースが大部分を占めています。 次に2.最適化活動の目標ですが、委員さん1人につき、月10日の活動を目指しています。活動内容としては、遊休農地の解消、農地の集積、新規就農者へのPRなどを目標に挙げています。 こういった活動は活動記録簿と直結した内容となりますので、活動記録簿の記入にご協力ください。 次に(2)活動強化月間の設定ですが、遊休農地の解消として、農地パトロール、農地の集積として、市と連携した話し合いの場に積極的に参加することをあげております。 (3)の新規参入者相談会への参加目標として、県や市が開催する新規就農を希望する者に向けた相談会への参加をあげております。 なお、まだ3月中ということで、3月末の数字が確定していない部分があります。その関係でどうしても数字が変わってしまう部分があるかもしれませんが、その時は改めて報告させていただきます。 説明は以上です。
議長	只今、「議案第56号」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第56号」について、これを公表することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第56号」は、これを公表することに決めます。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第13号」及び「報告第14号」がありますので、事務局より報告願います。
阿部主査	議案書20ページをお開きください。 報告第13号 農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について。 下記の土地について農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の合意解約が成立したので報告します。 番号1番と番号2番についてですが、関連がございますので併せてご報告します。番号1番の借人、[]区、[]が公益社団法人 大分県農業農村振興公社を通し借り入れている土地、大字[]、地目、田、地積[]㎡ 他1筆、合計2筆を 番号2番の貸人、[]区、[]、[]歳に 返還するための合意解約です。貸人の家族による耕作開始のためです。 以上です。

阿部主査	報告第１４号 第１１回杵築市農業委員会総会議案書の訂正についてです。 前回の、第１１回杵築市農業委員会総会議案第５０号について、譲渡人の名前が間違っていましたので、議案書２２ページの別紙のとおり訂正を行いましたとの報告をさせていただきますが、この案件は、売買支援事業により所有権移転の手続きを進めていたところですが、先日、譲渡人の■■■■■がお亡くなりになり、これからの事業の進め方について、売買支援事業の窓口であります、大分県農業農村振興公社と連絡を取りながら確認をおこなっているところです。近々、指示いただくこととなっている状況でございますので、あわせてご報告いたします。 以上です。
議長	以上をもちまして、令和７年度第１２回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	（ １０ ： ２０ 終了 ）